

役員・評議員及び評議員選任・解任委員の  
報酬等に関する規程

社会福祉法人 さくら福社会

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さくら福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。なお、この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第 2 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は、次の各号において、日当 5,000 円とする。

- 1 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき。
- 2 役員及び評議員が、法人及び施設の運営のために理事長の命を受けて業務にあたったとき。
- 3 監事が、法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたったとき。
- 4 役員及び評議員が、理事長の命を受けて研修に参加したとき。
- 5 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき。

(旅 費)

第 3 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、会合に出席した場合及び法人業務のため出張する場合は、職員の旅費規程に準じて支給する。

(常勤理事長の報酬と旅費)

第 4 条 常勤理事長の報酬等は、次のとおりとする。

報酬月額	200,000 円
通勤手当月額	職員の通勤手当に準じる
賞与	職員の賞与に準じる

施設の職員を兼務する場合は、報酬等は施設会計から支出する。

(適用除外)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第 6 条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、昭和 59 年 6 月 16 日より施行する。

平成 3 年 5 月 1 日	一部改正同日実施
平成 13 年 12 月 8 日	一部改正同日実施
平成 17 年 3 月 21 日	一部改正同日実施
平成 24 年 2 月 1 日	一部改正同日実施
平成 24 年 12 月 1 日	一部改正同日実施
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正同日実施
平成 28 年 11 月 30 日	一部改正同日実施
令和 元年 6 月 1 日	一部改正同日実施